

令和 7 年度 鹿 児 島 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
第 1 回 自 動 車（新車）小売業最低賃金専門部会議事録

開 催 日 時		令和 7 年 10 月 3 日（金）10 時 01 分～11 時 03 分
開 催 場 所		鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
出席者	公益代表委員（3 名）	伊藤周平 瀬口毅士 松枝千鶴（敬称略）
	労働者代表委員（3 名）	勝目幸佑 白石裕治 中原潤（敬称略）
	使用者代表委員（1 名）	濱上剛一郎（敬称略）
	事務局（3 名）	藤原労働基準部長 小城賃金室長 二石賃金室長補佐
議題	1	部会長及び部会長代理の選出について
	2	最低賃金を決定する場合の確認事項について
	3	「産業別最低賃金から除外する手当」と「適用除外となる労働者」の取扱いについて
	4	実地視察、参考人意見聴取の実施の必要性の有無について
	5	審議に当たっての労使各側の基本的考え方について
	6	今後の審議日程について
	7	その他
配付資料	1	鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会委員名簿
	2	鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する申出書（写）
	3	鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）（写）
	4	鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）（写）
	5	令和 7 年度運営小委員会における労使の主な主張
	6	鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）（写）
	7	最低賃金の改正決定について（諮問）（写）
	8	令和 6 年度産業別最低賃金決定状況（全国・ランク別）
	9-①	令和 7 年度自動車（新車）小売業最低賃金基礎調査結果（労働者復元）
	9-②	令和 7 年度自動車（新車）小売業最低賃金基礎調査結果（事業所復元）
	10	鹿児島県の産業別最低賃金の改定状況の推移
	11	令和 7 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
	12	鹿児島県の最低賃金
	13	令和 7 年度地域別最低賃金の審議・決定状況
	14	鹿児島県金融経済概況（令和 7 年 10 月 1 日発表分 日本銀行鹿児島支店）
	15	県内景況（令和 7 年 9 月 30 日発表分 ㈱鹿児島銀行・㈱九州経済研究所）
	16-①	最低賃金専門部会運営規程（令和 5 年 7 月 6 日改正）
	16-②	審議会の公開要領（令和 5 年 7 月 6 日改正）

○ 小城賃金室長

委員の皆様には、誠にお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

本日は、令和 7 年度第 1 回目の鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会になりますので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、慣例により私が司会を務め

させていただきます。

本年度第1回目の専門部会でございますので、改めて1点、皆様をお願いをさせていただきます。

会議の内容につきましては、事務局で議事録を作成しております。

この議事録を正確なものにするため、進行役を除きまして、ご発言いただく前には、お近くのマイクを手にとって、必ずご自分のお名前をおっしゃっていただいてからご発言いただきますようよろしくお願いします。

また、マイク同士の干渉を避けるため、発言の都度、マイクのオン、オフを行っていただくよう併せてお願いいたします。

それでは、開催に先立ちまして、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

お手元の資料1に、委員名簿がございますので、この名簿の順に従いまして、ご紹介させていただきます。

それでは、公益委員からご紹介いたします。

伊藤委員でございます。

○ 伊藤委員

伊藤です。よろしくお願いします。

○ 小城賃金室長

瀬口委員でございます。

○ 瀬口委員

瀬口です。よろしくお願いします。

○ 小城賃金室長

松枝委員でございます。

○ 松枝委員

松枝でございます。よろしくお願いします。

○ 小城賃金室長

続きまして、労働者代表委員をご紹介いたします。

勝目委員でございます。

- 勝目委員
勝目です。よろしくお願いします。
- 小城賃金室長
白石委員でございます。
- 白石委員
白石です。よろしくお願いいたします。
- 小城賃金室長
中原委員でございます。
- 中原委員
中原です。よろしくお願いします。
- 小城賃金室長
次に、使用者代表委員をご紹介します。
濱上委員でございます。
- 濱上委員
濱上です。よろしくお願いします。
- 小城賃金室長
小原委員と中村委員は、本日所用のため欠席になります。
最後に事務局でございます。
労働局側の職員を紹介させていただきます。
労働基準部長の藤原でございます。
- 藤原労働基準部長
藤原でございます。よろしくお願いいたします。
- 小城賃金室長
賃金室長補佐の二石でございます。
- 二石賃金室長補佐

二石です。よろしくお願いします。

○ 小城賃金室長

そして、私、賃金室長の小城でございます。どうぞよろしくお願いします。

それでは、1回目の専門部会でございますので、藤原労働基準部長より、ご挨拶を申し上げます。

○ 藤原労働基準部長

労働基準部長、藤原でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠に感謝を申し上げます。

令和7年度第1回鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃から労働行政に対し、多大な支援とご尽力を賜っておりますことをこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、皆様方には、非常にお忙しい中、本年度の専門部会委員にご就任いただき、重ねて御礼申し上げます。

事務局としましても、今後の本専門部会の運営が円滑に行われるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本年度の鹿児島県最低賃金につきましては、ご承知のとおり、8月29日に審議会会長より答申をいただきまして、時間額で73円アップの1,026円となり、11月1日から発効されることとなっております。

また、産業別最低賃金につきましては、去る9月9日に運営小委員会、9月17日に第4回鹿児島地方最低賃金審議会が開催されまして、ご審議をいただきましたところ、改正の必要ありとの答申をいただき、労働局長の改正諮問を受けて、本日、第1回の専門部会を開催させていただくこととなったところでございます。

産業別最低賃金につきましては、ご承知のとおり、労使双方がイニシアティブを発揮され、関係労使の合意の下、労働条件の向上や公正競争の観点から設定されるものでございます。

これまで、この産業別最低賃金の審議におきましては、全会一致の議決をいただいているところでございます。

今年度におきましても、これまでの慣行等を尊重していただきながら、今後の審議を進めていただければ幸いです。

委員の皆様方におかれましては、これから限られた期間の中で大変なご苦勞をおかけすると思いますが、本年度の審議が実りあるものとなりますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○ 小城賃金室長

それでは、これから先は座って説明させていただきます。

最初に、本日の議題 1 番目となります部会長と部会長代理を選出いただきたいと思います。但し、最低賃金法第25条第4項により準用する同法第24条第2項の規定により、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとなっております。

これまでの慣例により、公益委員の皆様より候補者を推薦していただきまして、皆様にご承認いただくという選出方法で決定しておりますが、今年度もこの方法で決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 小城賃金室長

ありがとうございます。

それでは、お決まりでしたら公益委員の方から発表していただきたいと思います。

○ 松枝委員

公益の松枝でございます。

この件につきましては、公益委員で協議しておりますので、私からその結果を報告させていただきます。

部会長に瀬口委員、部会長代理に伊藤委員が候補者として推薦されましたことをご報告いたします。

○ 小城賃金室長

ただ今、公益委員の松枝委員から部会長に瀬口委員、部会長代理に伊藤委員を推薦する旨のご報告をいただきました。

そこで、皆様にお諮りしたいと思います。

ただ今の推薦のとおりご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 小城賃金室長

ありがとうございます。

それでは、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会の部会長を瀬口委員、部

会長代理を伊藤委員に決定させていただきます。

では、瀬口部会長にご挨拶いただき、これからの議事進行をお願いします。

○ 瀬口部会長

部会長を仰せつかりました瀬口です。

一言、ご挨拶をさせていただきます。

最低賃金審議会にて、今年度改定される最低賃金額が決定されました。私も専門部会の一員として、審議に参加させていただきました。

昨今の複雑な社会的状況、また、その大きな変化の中で、当初は労使間で大きな隔たりがあり、非常に難しい審議が続きましたが、公労使で真摯な議論を尽くした結果、最終的には一定の共通認識も形成されたように感じました。

もちろんこの場合は地域別最低賃金とは異なりますが、しかし、やはり様々な状況、条件が複雑に絡み合っていることは共通していると思います。

また、そうした状況の下、労使双方の合意により、自動車（新車）小売業の最低賃金について決定するための専門部会が設定されることになりましたので、意義のある場にできればと考えております。

先ほど部長からも同じようなご説明がありましたが、特定（産業別）最低賃金の基本的な考え方には、労使各側のコンセンサスの下に特定（産業別）最低賃金が設定されるべきであるという考え方が示されています。

従いまして、本部会議でも、労使双方で議論を円滑に交わすことができ、そして合意形成に向かえるよう、部会長としての役目を果たしてまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より令和7年度の第1回鹿児島自動車（新車）小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、本専門部会の成立などについて、事務局より報告願います。

○ 小城賃金室長

最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項により、本審に関する規定である第5条を準用するとされております。この同条第2項では、審議会は委員の3分の2以上または労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定をされております。

本日の専門部会は、公益委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員1名の合計7名の委員にご出席していただいております。定足数を満たしており、有効に成立していることをご報告いたします。

○ 瀬口部会長

ありがとうございました。

それでは、会が成立しておりますので、審議を開始したいと思いますが、その前に事務局から確認事項について説明をお願いします。

○ 小城賃金室長

確認事項としまして、会議の公開等につきまして、ご説明いたします。

お手元の資料16-①の2ページを御覧ください。

会議そのものやその資料の公開につきましては、鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条及び第8条にて、ともに原則として公開する旨が規定されております。

事務局で本日の専門部会の傍聴及び取材に係る希望について公示を行いましたところ、いずれも希望がありませんでした。ただ、2回目以降に希望がある場合も想定しまして、説明させていただきます。

続いて、資料16-②の鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領をご覧ください。

2ページにあります項目5によりますと、審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとするされており、公労使3者が揃って議論を行う場のみを可能とし、公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員で個別に協議を行う場など、公労使3者が揃っていない場については、傍聴ができないことを周知しております。

従いまして、令和7年度本専門部会においても、毎年お諮りしている定例的な議題については、第1回から専門部会が解散されるまで、公労使3者が揃って議論を行う場合について、一括して公開の扱いにさせていただきたいと考えております。なお、定例でない議題をご審議いただく場合につきましては、あらかじめ個別に部会長の判断をお願いしたいと考えております。

それでは、本専門部会が解散するまでの定例的な議題について、傍聴及び取材の諾否、それから傍聴人等への会議資料の配付について、部会長の判断をお願いしたいと思います。

○ 瀬口部会長

ただ今の事務局説明によると、本日はいらっしゃらないということですが、専門部会の公開について、運営規程より公開してはどうかとのことですが、私としましては、本審の議題のうち、定例的な議題については、内容からして非公開にする理由はないと思いますので、傍聴と取材及び会議資料の配付を認めることとしたいと思いますが、

いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 瀬口部会長

それでは、今後の専門部会は、公労使3者が揃って議論を行う場について公開するとともに、会議資料の配付を認めることとしたいと思います。

では、審議を開始したいと思います。その前に事務局から本日の資料の説明をお願いします。

○ 二石賃金室長補佐

本日の資料につきまして、ご説明をいたします。

まず、資料1ですが、令和7年度の当専門部会の委員名簿でございます。

資料2は、最低賃金法第15条第1項に基づいて、労働者側から提出された申出書の写しで、自動車（新車）小売業最低賃金の改正を求めるものでございます。

平成20年7月に施行された改正最低賃金法により、産業別最低賃金は労使のイニシアティブにより決定されるものと整理され、関係労使の申出を受けた行政機関が最低賃金審議会の意見を聴いて決定できるものとされたところでございます。

この申出書がその申出に該当いたします。

資料3は、この申出を受けて、第2回本審において、改正の必要性の有無を諮問した諮問文の写しになります。

資料4は、必要性の有無を審議した運営小委員会における報告書の写しになります。

資料5は、運営小委員会における労使の主な主張を事務局で取りまとめたものでございます。

資料6は、運営小委員会からの報告を受けて、第4回本審で審議した必要性の有無に関する答申文の写しでございます。なお、改正決定することを必要と認めるという結論は、運営小委員会において全会一致となった結論であることを念のために申し上げます。

資料7は、資料6の答申を受けて、最低賃金の改正決定について諮問を行った諮問文の写しでございます。

資料8は、令和6年度の自動車（新車）小売業最低賃金のランク別決定状況でございます。

資料9-①は、本年度実施しました最低賃金に係る基礎調査結果の総括表、これを基に計算しました現行最低賃金の未満率、最低賃金引上げ額・率と影響率の関係をとりまとめたものでございます。

関係表の後ろに総括表を添付しておりますが、この総括表は、労働者数復元、これはサンプルとなる調査事業場から母集団の結果に反映するときに労働者数で復元したということでございます。

資料 9－②は、資料 9－①と同じ見方になりますが、総括表は、事業所数復元によるものです。

資料10は、平成3年度から令和6年度までの自動車（新車）小売業最低賃金の改定状況の推移、これを取りまとめたものでございます。

上の表が、自動車（新車）小売業最低賃金の未満率及び影響率を記載したものです。下の表が、自動車（新車）小売業最低賃金及び地域最低賃金の引上げ額とその引上げ率を記載したものでございます。

資料11は、令和7年度の答申日ごとの発効予定日の一覧表でございます。あくまでも最短の予定としてご覧ください。

例えば、年内の発効を目指すとするれば、表を後ろから見ていただきますと、答申は10月30日木曜日でないといけないということになります。

資料12は、現行の鹿児島県の最低賃金の一覧表でございます。

皆様ご承知のとおり、本年11月1日から地域別最低賃金が1,026円に改定され、現行の自動車（新車）小売業最低賃金の986円を上回る額となることから、11月1日以降については地域別最低賃金の1,026円が適用されるということになります。

資料13は、本年度における全国の地域別最低賃金の決定状況でございます。

資料14は、日本銀行鹿児島支店が10月1日に発表した鹿児島県金融経済概況です。

概要において、鹿児島県の景気は、緩やかに回復しているとしており、また、各論1の個人消費の中では、自動車新車登録台数（含む軽自動車）は前年を下回ったとされております。

資料15は、鹿児島銀行及び九州経済研究所が9月30日に発表した県内景況になります。

冒頭を読みますと、畜産産業が持ち直しており、観光関連は一部でやや持ち直している。一方、消費関連は持ち直しの動きが一服し、投資関連がやや弱含み、生産活動が弱含みつつあり、雇用情勢が弱含んでいる。全体として回復の動きは続いているものの、食料品を中心とした物価上昇や自然災害などの影響で、改善傾向がやや弱まりつつあり、今後の動きに十分注意する必要があるとされております。

また、2ページ目から3ページ目の消費関連では、8月の乗用車新車登録台数は、2か月連続で前年を下回った。車種別に見ると、普通車は19.8%減、小型車が9.9%減となった。8月の軽自動車届出台数はほぼ前年並みとなったとされております。

資料16には、令和5年7月6日に改正された最低賃金専門部会運営規程及び審議会の公開要領をつけております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

○ 瀬口部会長

ありがとうございました。

ただ今の説明について、ご質問等はありませんか。

(質問等なし)

○ 瀬口部会長

続きまして、議題2の最低賃金を決定する場合の確認事項について、事務局から説明をお願いします。

○ 二石賃金室長補佐

それでは、確認事項につきまして、ご説明をいたします。

産業別最低賃金における金額審議は、全会一致で決定しております。

これは平成14年の中央最低賃金審議会の全員協議会の報告の中で、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定または改正の金額に関する調査審議は、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいとされたことを受け、平成14年度の鹿児島地方最低賃金審議会の第8回本審におきましても同様の合意が行われ、平成26年度の電気関係専門部会以外、これまで全会一致で議決しています。

このように産業別最低賃金につきましては、労使各側のコンセンサスの下に設定されるべきものであるという考え方に基づいておりますので、本年度も全会一致という決定に至るようご努力いただきますことをご確認いただきたいと思います。

また、産業別最低賃金は、従来から最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会において全会一致の結論が得られた場合には、専門部会の決議をもって本審の決議とするとの取扱いをしております。

このことについては、去る9月17日の第4回本審で、本年度も同様の取扱いをする旨決定していただいております。

本審委員以外の委員の方々におかれましては、このことにつきまして、ご了解をお願いいたします。

○ 瀬口部会長

ただ今の説明についてご質問ありませんか。

(質問等なし)

○ 瀬口部会長

それでは、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力すること。最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会において全会一致の結論が得られた場合には、専門部会の決議をもって本審の決議とすること。の2点についてご確認いただけたものといたします。

それでは、続きまして、議題3の産業別最低賃金から除外する手当と適用除外となる労働者の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○ 二石賃金室長補佐

それでは、説明させていただきます。

資料12としてお手元にございます鹿児島県の最低賃金のリーフレットをご覧ください。

リーフレットの中段ぐらいにあります黒枠で囲った部分、黒丸、最低賃金には次の賃金は算入されません。のところをご覧ください。

①から③の賃金は、最低賃金法及び最低賃金法施行規則で定められている最低賃金に算入しない賃金となります。

その他に最低賃金から除外する手当を地方の審議会で決めることが可能となっており、従来から④として、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当、この3つの手当を除外しております。産業別最低賃金も同様となります。

適用除外となる労働者につきましても、同じリーフレットの適用範囲の欄に記載してありますとおり、①として18歳未満又は65歳以上の者。②雇入れ後6か月未満の者であって技能習得中のもの。③清掃又は片づけの業務に主として従事する者。この3項目が設定されております。

以上で説明を終わります。

○ 瀬口部会長

ただ今、産別最賃から除外する手当と適用除外となる労働者のこれまでの取扱いについて、事務局より説明がありましたが、その取扱いにつきましても、本年度も従来と同様でよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 瀬口部会長

ありがとうございました。

それでは、産業別最低賃金から除外する手当と適用除外となる労働者の取扱いについては、従来どおりとして取り扱うことといたします。

次の議題は、4番目の実地視察、参考人意見聴取の実施の必要性の有無についてです。まず、事務局から説明をお願いします。

○ 二石賃金室長補佐

9月17日に開催されました第4回本審を受けて、同日から9月29日までの間、最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する公示を行っていましたが、いずれの側からも提出はございませんでした。

○ 瀬口部会長

分かりました。意見の提出が無かったことはそれとしまして、本専門部会については、関係する産業の方々が労使双方とも委員になっておられますので、例年どおり、今後、必要に応じて対応することによろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 瀬口部会長

それでは、実地視察と参考人の意見聴取につきましては、例年どおり必要に応じて対応することにいたします。

それでは、議題5の審議に当たっての労使各側の基本的考え方についてです。

労使の運営小委員会での主張については、お手元の資料5にありますように、9月17日開催の第4回本審で令和7年度運営小委員会における労使の主な主張として報告されたところですが、これと併せて、各側から今年度の最低賃金改正審議を行うに当たっての基本的考え方について、述べていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 瀬口部会長

それでは、まず、労側からお願いします。

○ 白石委員

労側、白石です。よろしくお願いいたします。

主な主張は、皆様方のお手元に今お配りしておりますが、基本的な考え方のところは、労働局配付の資料5のところと重なるところもございますので、ご了承いただければと

思っております。

まず、基本的な考え方として、自動車産業は日本の基幹産業であるということと、鹿児島において自動車小売を支えているのは、そこで働く人である。そして持続的に産業・企業の競争力を維持、向上させるためには、労働の質の高さに相応しい労働条件、そして働く人の意欲と活力を高めて産業の活性化を図っていくということ、そして期間労働者の底支えとなる特定最賃は、産業の魅力の向上、競争力の源泉となる人材の確保と流出の防止、産業・企業の活性化と成長とつながっています。そこで働くことの位置づけを高めるために、産業に相応しい水準となることが必要ではないかと思っております。

自動車小売に従事する労働者で、労使交渉によって最低賃金の協定で保護されていない労働者は約半数ぐらいいまして、労使交渉の手段を持っていない労働者にとっては、この特定最賃の賃金が下支えとなっており、未組織、非正規労働者を含めた現場力を支えるためにも、特定最低賃金は地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持、拡大する必要があるということ、そして特定最賃は関係労使のイニシアティブによって、産業に働く基幹的労働者を対象として設定され、賃金の不当な切下げや低賃金を抑制する、そして公正な企業間競争を確保して、産業の健全な発展に寄与するというようなことで述べさせていただいております。これはあらゆるところで同じ主張でございます。

例年ですけど、特に産別に期待される役割というようなことで、地域別最賃とは異なるんだというようなことで少し説明させていただきたいと思いますが、労働条件の向上が最低賃金制度全体の目的である。しかしながら、賃金を含む労働条件は産業により大きく異なっているということが実態であります。このため産業ごとの賃金実態を踏まえた審議委員よりふさわしい最低賃金水準を改定する必要があるということと、二つ目に公正競争の確保というようなところで、賃金の不当な切下げ防止によって達成されるべき公正競争の確保も最低賃金制度全体の目的であります。

しかし、賃金実態が産業ごとに大きく異なるために、地域別最低賃金のみではこれを確保できない。地域別最低賃金を上回る水準で特定最賃を設定することによって、より高いレベルの公正競争を確保することが必要であると思っております。

次のページに移らせてもらいますが、労使交渉の補完・代替というようなことで、本来、労働条件は、労働者と使用者が対等の立場において決定すべきだと思っておりますが、労働組合の組織率が2割を切る日本では、8割以上の労働者が自らの労働条件の決定に関与できていないというようなことで、やはり設定の申請や金額決定に労使関係の参加が決められている特定最賃は、企業別の労使交渉を補完する役割を担っているんだと思っております。

そして健全な労使関係の構築というようなところでは、地域における当該産業労使が積極的に関わるのが必須となっており、これによって健全な労使関係が生まれるので

はないかと思っております。

公正競争が担保される環境醸成の必要性の高まりや産業構造の変化や労働力の人口減少というようなところでは、やはり特定最賃の意義や必要性は今後も含めて高まっていくのではないかと思っております。

そして自動車総連というようなところでの考え方としましては、毎年の闘争における取組として産業別の最低賃金の水準引上げを行いながら、特定最低賃金の金額の改正の取組に連動させながら、自動車産業で働く労働者全体の賃金の底上げのみならず、事業の公正競争の確保を通じて、公正処遇の確立や自動車産業の魅力向上によって、人材の確保、そして定着に向けて役割を健全的に担っていくというふうに思っております。

下の方は、最低賃金と企業内最低賃金の違いというようなことで表を載せております。ここのところは省略させてもらいたいと思います。

そして次のページに移りますが、本年度の賃上げ状況というようなところで見ますと、地賃の方でも使いましたが、連合本部の方で全体としては今年度16,356円、率で5.25、右側の方には昨年の実績を書かせてもらっております。

短時間で言いますと66.98円、そして連合鹿児島全体で言いますと14,254円、そして300人未満のところが11,101円、300人以上のところが15,128円というふうな状況です。

その中で自動車総連としましての連合鹿児島の集計でいきますと14,414円と、率で5.25というようなところで見ますと、鹿児島全体としては少し低いんですが、連合本部、全国の率とほとんど変わらないぐらいの高い水準で今、今年は来ています。

特に昨年と比べまして、昨年在13,200円と、率で5.11というようなところから見ても、自動車総連としても今期の全体の水準の引上げに努力をしているということが、これで見取れるものと思っております。

5番目の方の高卒初任給のところですが、鹿児島労働局の方の資料の中で抜粋しておりますが、ここを直近の3年間で表しておりますが、ここのところは中卒、高卒、大卒とかありましたけど、ここでは高卒のデータを使わせていただきまして、直近のところでは高卒男子で196,000円、女子が191,000円というようなことで、今年度は男子が10,000円、女子が9,000円アップしています。

そして昨年度は、男女ともに8,000円上がっているというようなところで、やはりこの直近2、3年を見ても、全体の賃金の引上げというのは、全国もですけど、鹿児島も上がっているのだろうと思っております。

その中でやはり人口、人材の流出というようなところを見ると、鹿児島県の人口は2024年の10月現在で153万というようなことで、年々減少し続けて、少子高齢化が加速しているということです。

また、この中で最低賃金と若者の転入、転出というようなところで比較した場合に、賃金の高いAランクの方は人が増加していきながら、最低賃金の低いCランクは減少し

ていくというようなことが一目瞭然で分かるのではないのかと思っております。

そして最低賃金の地賃に関してですが、9月5日に厚労省が全国のところをまとめた結果によりますと、全国の加重平均が1,121円と、昨年度が1,055円でしたが、引上げ額は66円となっております。

昭和53年、目安制度が始まって以来、最高額になっているというようなことでし、また、都道府県別でいうと63円から82円の引上げが39都道府県で目安額を超えているというようなことでいきますと、去年もですけど、今年はさらにその目安額を上回っている都道府県が多くなったというような形になっております。

今年度は初めてABCランクのところ、ABC、Aが高くてというようなところからCが一番高くなっている。やはりCランク、特に地方を含めたところにおいて、金額が1円上がったというようなこともやはり加味していかないといけないのではないのかと思っております。

最後にということで、特定最賃の意義や必要性、地賃との優位性の確保は、課題の中にあっても何も変わることはないということと、公正競争が担保される環境の必要性の高まりや産業構造の変化、労働力人口の減少に伴う産業間の人材確保の競争の激化などに顧みれば、特定最賃の意義や必要性はむしろ高まっているのではないのかと思っております。

公労使はその重要性を再確認して、当該産業の労使のイニシアティブの発揮に向けて真摯にきちんと議論を尽くすべきであると考えております。

特定最賃に向けた労使一体となってこの産業をどのようにして盛り上げていくか、今後の人口減に伴って、県外流出をどのように止めていくか、人材確保のためにというようなことで、さらなる産業全体の魅力を高めていかないといけないというようなところで、やはりこの特定の自動車というところがあるのではないのかと思っております。

鹿児島県の実情としては、目安64円に対して73円、今年度は引き上がっております。特にここ直近の地域別の金額から見ると、地域間格差の是正、そして人材流出の危機感というようなところではないかというふうに思っておりますが、やはり企業内の最低賃金協定もですけど、ここは労使ともにイニシアティブを発揮しまして、自動車産業の発展に向けて、どのように人を集めていくのかというふうなところで真剣に議論していきたいと思っております。

昨今、金額の上昇が激しいというようなところで地賃と特賃のところで言われておりますが、やはりここは特賃ある優位性といいたいでしょうか、そこをこの産業自体として、持っていないといけない。

高くなったといえ、自動車産業においてやはり地賃があるということの優位性をきちんと労使ともに確認していきながら、縮まっていますが、縮まっているからもう終わりというのではなくて、縮まっているんですけど、この縮まりをどうしてこの優位性を今

後つなげていくのかというようなところをきちんと考えていかないといけないのではないのかと思っております。

そして最後にですけど、今回、通常２回目ぐらいで目安の金額の方をというような形ですが、今回はなかなかタイミングも合わないということで、最初のうちに、こちらの方の希望としましては、現在986円ですけど、1,059円ということで、73円としたいと思います。

この73円というのは、地賃が73円上がったというようなところと、地賃と特賃の差を去年と全く一緒ぐらいでというようなところで、賃金の高さというようなところでは、地賃が上がった分と同じ金額でというような形でこちらの方は考えておりますので、よろしく願いいたします。

私の方は以上です。

○ 瀬口部会長

ありがとうございました。

今、基本的な考え方と、それから最初の金額提示も同時に行われたということで、それでは、次に、使側からお願いいたします。

○ 濱上委員

使側の濱上でございます。

本日は、使側の業界のトップ、お二人ともご欠席ということで、すみません、私の方でちょっと読ませていただきます。

今、1枚紙を配りしてございます。読ませていただきます。

特定最賃についての基本的な考え方ということでございます。これは常々申し上げておりましたけれども、定めなくてはならないという法令上の義務がない以上、地域別最賃の上に特定最賃をもって屋上屋を重ねるような必要はないということの主張をしてまいりました。

特に近年の地域別最低賃金額の大幅引上げをはじめ、急速なデジタル化の進展による産業構造の変化など、新設当時と大きく状況が異なっていることに鑑み、特定最賃を存続させることは有益なのか、必要性は薄れてきているのではないのかという認識を持っております。

そういった中、自動車（新車）小売についてでございますけれども、このような認識の下、自動車、新車に特化しているわけですが、新車小売業の特定最賃につきましては、日本の基幹産業である自動車産業の鹿児島県内での小売を支える部分であるということ、また、今申し上げました、新車に特化しているということ等も踏まえまして、これまで必要性を認めてきており、現在が986円ということでございます。

今回、鹿児島県の地域別最低賃金大幅引上げによって、来月１日からは1,026円になるということでございます。自動車（新車）小売の特定最賃を40円上回るということになるということでございます。

本来であれば、地域別最賃と逆転する以上、特定最賃を設ける必要はないというふうに思われるのですけれども、逆転して初めての年度であるということ、それと昨年が41円だったのですけれども、昨年並みの引上げとなると、自動車小売の特定最賃が上回るということも考慮いたしまして、今回は必要性ありということで、私どもも審議に応じさせていただいているということでございます。

ただ、来年以降も引き続き地域別最賃の大幅引上げが想定をされております。そういった中で、大手ディーラーから小規模な町のモータースまでは多種多様であって一括りにできず、小規模な事業者は対応できないところも出てくることが予想をされております。

その下は、先ほどご説明もありましたけれども、九州経済研究所の調査等、先ほどあったとおりでございます。

それから、そこにはまだ書いておりませんが、日銀短観のご紹介もありました。

そういったようなことで、改善傾向が非常に弱まってきている。それからアメリカの関税措置の影響というのも不透明感がまだ残っているということ、それから九州運輸局の調べということで、鹿児島県内の7月8月の新規登録自動車数というのが、それぞれ7月が97.6%、8月が前年比86.9%と、先ほども報告あったように、前年を下回ってきているということ等がございます。

このように非常に厳しい経営環境が続く中、特に小規模事業者は、まずは事業継続と雇用の確保が最重要課題であるということからすると、やはりそれぞれの企業の支払い能力に応じた額しか引き上げられないのではないかとということでございます。

それから新車販売といっても、資格を必要とする人から簡易な業務まで、職種が様々あって、人材確保のため優位性を維持するという理由は見いだせないではないかということ、それから再三申し上げておりますけれども、来年以降も地域別最低賃金は大幅に引き上げられることが想定されることから、今後、自動車（新車）小売業の特定最賃の必要性についても、厳しく判断をしていかなくはないのではないかなというふうに思っているということが今の使用者側の見解でございます。

以上でございます。

○ 瀬口部会長

ありがとうございました。

ただ今、労使双方から今年度の自動車（新車）小売業最低賃金の改正審議に当たっての基本的な考え方などについて述べていただきました。

ただ今の労使各側の発言について、ご意見、ご質問等はありませんか。

では、白石委員。

○ 白石委員

濱上委員、ありがとうございました。

今、説明を聞きましたけど、やはり現状としての必要性が薄れてきているとか、賃金が高くなってというようなところだとは思いますが、やはりそういう中で、その差がなくなっているというようなところから見ると、だからこそ自動車産業としてどのような形でこれを存続させていかないといけないのかというようなところを、今、自動車総連の方としては話をしております。

やはり全国的にこの特賃が無くなっているところもございますけど、そのところよりも、やはり存続させていくというところの意義的なところを鹿児島の方の自動車総連としては、重く思っております。

やはり先ほど労働局の説明がありましたけど、今年度のパンフレットも含めて、そのところに特賃の表示があるということも考えますと、ここをどうにかして持続させていながら、自動車としての優位性及びその自動車産業で働く仲間の声として、やはり自分で働いている会社、あるいは産業に働く者としては、そこで恩恵を受けながら生活しているわけですから、自分で働いている環境に自信を持って働きたいというようなところもありますし、自分の産業を今後も盛り上げていくためにも、特賃の意義をきちんと労働者側としては、意味の方、意義、役割というようなところを十分考えながら、今年度もやっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そして一つだけ、やはり特賃を地賃が今回上回ったというようなところでは、ちょっと本審の方でも言いましたが、やはり改定した金額と改定されてない金額をひとえに上回ったとかというような判断は、ちょっと自分たちは考え方としては違うのではないかと考えております。改正する前と改正した後の金額というようなところとの解釈が違うというような形で思っただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 瀬口部会長

他にございますか。

では、ちょっと私から質問を1点。

事実確認として、今日労側の資料をご提出いただいたんですけども、その4の3ページ目になりますかね。本年度の賃上げ状況のところ、連合全体と、それから連合鹿児島とアップされた0.15、0.67というこの数字の違いは、どのような事実とか、ある

いはこういった理由じゃないかという、もし認識があれば、お聞かせください。

○ 白石委員

連合全体では、昨年度よりも0.15、率でアップというようなところと、金額では1,075円というようなところなんですけど、連合鹿児島で言いますと、この中小ともにやはりその格差是正というか、新入社員のところもひっくるめて、地方の自分の会社にどのように人間を引っ張っていかないといけないというようなところで、全体の底上げの方をさせていただいているのかなと思っております。

特に規模で言いますと、300人以上のところは例年よりも大分金額が上がっておりますし、そのところは新入社員の採用もひっくるめてというような形で聞いております。

また、自動車総連の鹿児島ということで、ここのところは総連の鹿児島の入っている企業だけの金額にはなってはおりますが、やはり総連自体も昨年よりは1,214円、金額的にもアップをしておりますし、率的にも0.14というようなところで、各総連の組合としては、やはり自動車の地位を高めるというようなところで会社等と交渉していきながら、産業自体盛り上げるために一生懸命やっているのではないかという数字だというふうに思っております。

○ 瀬口部会長

すみません。私の意図としては、連合全体、全国的なことですよ、傾向と、それから鹿児島県に何か特有の、2024年度から2025年度にかけて率がかなり上がりますので、何か特有の鹿児島としての状況があるのかということや連合さんの方で何か把握されているか、あるいは考えられていることがあるかということやちょっとお聞きしたかったということです。

○ 白石委員

やはり連合鹿児島としては、地域間格差の是正というようなところで、短時間のところもひっくるめて格差を縮めていかないと、だんだん地方の方としては人が出てこないし、入社しての初任給以外ではなくて、全体の底上げをしていかなければいけないというようなことで、今年は連合鹿児島としては扱っております。

やはりそこを底上げ、底支え、格差是正という、この三つを、毎年ですけど、特にそのところは危機感の表れの中で、各企業が鹿児島に残ってもらう中で、どういうふうに賃金体系の方としたら良いのかというようなところで考慮した額というか、金額がこれになっているのではないかと考えております。

○ 瀬口部会長

分かりました、ありがとうございます。

それから1点、私からお願いなんですけれども、これまでもこの専門部会、特賃の専門部会に参加したときに、同じような発言をしたかもしれませんが、優位性というご説明が出る中で、過去にも労側からは優位性をしっかり、何といたしますか、確保するというか、それが重要じゃないかというお話があって、他方では、特に自動車産業の使側の方からは、優位性はないという話が出てきました。

公益委員としてお話を聞いていると、同じ土台の上で認識が違っているというよりは、むしろ優位性をどう捉えるかというところでの認識のずれがあるように毎年感じておりましたので、次回、第2回、円滑に議論を進めるためにも、もう少しだけ説明を添えるというか、優位性っていうその一言だけではなくて、もう少しご説明をいただけると助かりますということをお願いしたいと思います。

他に皆様でご意見、ご質問等はございますか。

(意見等なし)

○ 瀬口部会長

それでは、今、基本的な考え方について伺いましたが、現段階では、その考え方にかんがりの隔たりがあるというふうに実感しておるところです。

それで金額の提示のお話に移りたいんですけれども、確認なんですけど、労側からは今日、既に金額の提示がありましたね。

○ 白石委員

すみません、白石です。

資料には載せておりませんが、口頭の方で、昨年が986円のところを1,059円ということで、この上げ幅のところは73円。ここの根拠の73円というのは、鹿児島県の地賃が73円上がったということで、ここの額差を一緒にしたいというようなことで、1,059円というような形になっています。

よろしくお願いします。

○ 瀬口部会長

そうしますと、鹿児島県の地賃の1,026円から33円上積みされている金額ということですね。

ありがとうございます。

それでは、使側の方はいかがでしょうか。

○ 濱上委員

今回は、何らかの形でお示しはできると思います。

○ 瀬口部会長

それでは、今日は労側だけの金額提示ということで、基本的には双方の基本的な考え方を聞くところまでと、述べていただくところまでとなりました。

今回は使側の方に具体的な金額提示をいただいて、より踏み込んだ審議をしたいというふうに思っております。

これからもスムーズな審議が行えますよう、皆様方のご協力よろしくお願いいたします。

それでは、次に、議題6の今後の日程調整についてに入りたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

○ 二石賃金室長補佐

今年度の第2回目以降の専門部会の開催日程でございます。

事務局といたしましては、労使それぞれの代表委員決定する前だったんですが、公益委員と会場等の関係で事前に調整した日程といたしまして、第2回目を10月15日水曜日10時から、第3回目を10月29日、同じく水曜日午後2時からとして、日程の確保をしております。

今般、労使それぞれの代表委員も決定しましたので、改めて2回目以降の日程について、ご協議をお願いいたします。

○ 瀬口部会長

今、事務局から説明がありましたが、皆様からのご意見等はいかがでしょうか。

○ 濱上委員

使用者、濱上でございます。

2回目を10月15日ということですが、申し訳ございませんが、小原委員、中村委員とも15日が欠席ということで、私は大丈夫なんですけども、私が1人いてもちょっと無理ですので、今のところ29日の、3回目として想定されている29日につきましては、両委員とも出席できるということでございますので、ここを、ちょっと間は開くんですけども、2回目にしていただけないかと。で、ここで議論をしていただく。

場合によっては、また次を調整していただくというような形にしていいただければと思います。

以上です。

○ 瀬口部会長

他にご意見等はございますか。

(意見等なし)

○ 瀬口部会長

それでは、ただ今、使側から出されましたご意見を踏まえて、一応第2回を10月29日、それから3回目以降、必要に応じて、それ以降、事務局に調整をお願いするということを基本として、事務局に調整をお願いすることになると思います。

なるべく多くの委員が出席できる日程で調整していただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 瀬口部会長

ありがとうございます。

それでは、議題7のその他ですが、委員の皆様から何かございませんか。

(意見等なし)

○ 瀬口部会長

では、無いようでしたら、事務局からは何かありますか。

○ 小城賃金室長

特にございません。

○ 瀬口部会長

ありがとうございます。

それでは、最後に、議事録確認者を指名します。

労側は白石委員、使側は濱上委員に願います。

本日の専門部会はこれで閉会します。どうもありがとうございました。